

改正

平成29年9月20日改正第110号

令和2年1月30日改正第3号

令和5年2月16日改正第39号

東北学院大学受託研究規程

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）の受託研究の取扱いについて必要な事項を定め、本学における教育研究の進展を図ることにより、社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が、民間、国、地方公共団体等（以下「委託者」という。）から研究、調査等の委託を受け、これらに要する経費を委託者の負担によって行う研究をいう。

2 この規程において「研究代表者」とは、受託研究の遂行に関して責任を負う研究者をいう。なお、本学附置の研究所において遂行する受託研究の場合は、当該研究所の責任者が研究代表者となる。

(実施基準)

第3条 受託研究の受入れは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限る。

(実施条件)

第4条 受託研究の受入条件は、次に掲げる事項とし、原則として契約書等に記載するものとする。

- (1) 研究課題、研究目的、研究内容、研究期間、研究代表者その他研究の遂行に必要な事項について定めること。
- (2) 本学が受け入れる研究費は、金額、入金方法及び入金の期日を定め、委託者は定められた期日までに入金すること。
- (3) 入金された研究費は、原則として返金しないこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該研究の遂行が困難になった場合は、その一部又は全部を返金することがあること。
- (4) 本学が受け入れた研究費によって取得した設備、備品等は、本学に帰属すること。ただし、委託者が国、地方公共団体等（以下「国等」という。）の場合、国等に定めのある場合は、その

定めに従うものとする。

(5) 研究成果に伴う知的財産等の取扱いは、東北学院大学発明等規程その他本学の関連諸規程によって行うこと。

(6) 災害その他やむを得ない事由が発生した場合は、委託者と本学が協議の上、受託研究を中止又は延長することができること。

(7) 受託研究期間中において委託者に損害が発生した場合、本学の故意又は重大な過失がないときは、本学は責任を負わないこと。

(8) 委託者と本学は、受託研究の遂行に必要な資料及び情報を相互に開示すること。ただし、開示された資料及び情報の取扱いについては、契約書等において秘密保持の取決めを行うものとする。

2 前項に定める事項のほか、委託者及び本学は、協議の上、必要に応じて契約書等により受入条件を別途定めることができる。

3 委託者が国等の場合は、第1項に規定する条件を国等の条件によって実施する場合がある。

(研究費の支出)

第5条 研究費は、原則として研究費入金前に支出することができない。ただし、委託者が国等の場合は、内示、内定、採択通知等（以下「内定等」という。）の文書に基づき本学が立て替えて支出することができる。

2 前項に定める場合を除き、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を得て入金前に立て替えて支出することができる。

(間接経費の額)

第6条 国等が資金を配分する間接経費は、国等の定めに従うものとし、民間からの間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、特別の事情がある場合は、学長の承認を得て直接経費に対する乗率を変更することができる。

(間接経費の取扱)

第7条 間接経費は、別に定める東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱規程に基づき取り扱う。

(研究費の使用期間)

第8条 研究費は、原則として契約期間内に使用しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、学長の承認を得て本学の研究代表者と委託者との協議により、契約等を締結の上、使用期間を変更することができる。

(研究費の管理及び監査)

第9条 研究費の使用に関する管理及び監査については、別に定める東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程に従う。

(研究代表者)

第10条 研究代表者は、本学専任の教職員が就任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学長の承認を得て客員教授等を研究代表者とすることができる。

(申込方法)

第11条 受託研究の申込みは、委託者が研究代表者を通じ、学長へ受託研究申込書（別紙様式1）を提出しなければならない。ただし、委託者が国等の場合は、内定等の文書によって申込みがあったものとみなす。

(受入れの決定)

第12条 学長は、受託研究の実施基準に基づき受託研究の受入れを決定する。

2 学長は、研究費が100,000,000円を超える受託研究を実施する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(契約)

第13条 学長は、受託研究の受入れを認めたときは、受託研究承諾書（別紙様式2）を委託者に提出し、契約書に基づき受託研究契約を締結するものとする。ただし、委託者が国等の場合は、国等の定めに従って行うものとする。

(会計)

第14条 研究費は、原則として学校法人東北学院経理規程及び学校法人東北学院経理規程施行細則に基づいて会計処理を行う。ただし、委託者が国等の場合は、国等の定めに従って会計処理を行うものとする。

(報告書の提出)

第15条 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに学長に成果報告書を提出しなければならない。

2 学長は、受託研究契約書に基づき委託者へ研究代表者が作成した成果報告書を提出しなければならない。

(事務)

第16条 受託研究の受入れに関する事務は、研究支援部研究支援課において処理するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究環境改善推進委員会の発議により、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月19日から施行し、制定後の第6条の規定は、平成27年4月1日以降の研究開始日となる受託研究契約から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「東北学院大学受託研究規程（平成9年4月1日制定第6号）」は、廃止する。

附 則（平成29年9月20日改正第110号）

この規程は、平成29(2017)年9月20日から施行し、平成29(2017)年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月30日改正第3号）

この規程は、2020年1月30日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正第39号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別紙様式1（第11条関係）

別紙様式2（第13条関係）